

検 定 意 見 書

受理番号 27-3		学校 高等学校		教科 公民		種目 現代社会		学年	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
1	19	側注	安楽死は助かる見こみがなく、苦痛を訴える末期患者を人為的に死に導く行為。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (安楽死の理解)	3-(3)				
2	36	21	ガータマ=シッダッタ	不正確である。	3-(1)				
3	39	図④キャプション	『オヴム=オルガヌム』	不正確である。	3-(1)				
4	40	図②キャプション	『法と立法の諸原理序説』	不正確である。	3-(1)				
5	43	写真③キャプション	『物と言葉』	不正確である。	3-(1)				
6	47	22 - 23	法華教	誤記である。	3-(2)				
7	54	側注2	国際人権規約は、社会権規約としてのA規約と、自由権規約としてのB規約に関する二つの選択議定書からなる。日本はA規約のうち、公務員の争議権、公休日の報酬の支払い、高等教育の	不正確である。 (国際人権規約の構成、及び、「高等教育の無償化」「2012年に高等教育を無償化して」「A規約留保の撤回」)	3-(1)				
			無償化の3点について留保した上で1979年に批准承認したが、2012年に高等教育を無償化して、A規約留保の撤回を国連に通告した。						
8	59	側注2	日本は…日露戦争(1904～05年)で樺太(サハリン)を獲得、	不正確である。 (「樺太」)	3-(1)				
9	60	写真2	日本国憲法発布祝賀会	不正確である。 (「発布」)	3-(1)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 27-3		学校 高等学校		教科 公民	種目 現代社会	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
10	71	囲み	「判例 大阪空港公害訴訟」中の、「損害賠償請求を認めた。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「過去・将来の損害賠償を求めた裁判」に対する「損害賠償請求を認めた。」)	3-(3)	
11	74	図2	内閣と行政機関(2014年)	不正確である。 (「安全保障会議」)	3-(1)	
12	79	8	小見出し「第9条の実質的な改変」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「実質的な改変」)	3-(3)	
13	79	26 - 29	政府は国内における戦時体制(有事法制)を整えつつ憲法(第9条)改正をめざした。しかし、改憲反対の世論の高まりに方向を転じ、2014年に憲法解釈を変更して集団的自衛権を認める閣	生徒にとって理解し難い表現である。 (2014年の閣議決定に至る経緯について理解し難い。)	3-(3)	
			議決定を行い、関連する法律の整備をはじめた。			
14	79	30 - 31	日中・日韓の領土に関する問題…が念頭におかれているが、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (集団的自衛権を認める閣議決定の背景について誤解する。)	3-(3)	
15	85	図4	「衆議院の議員数」中の、「無所属クラブ58」	誤りである。 (「無所属クラブ58」)	3-(1)	
16	92	側注1	フロム(1900~80)は、一人ひとりが自発的活動を通じて他者と結びあい、「~からの自由」を実現することの大切さを説いた。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「「~からの自由」を実現することの大切さを説いた。」)	3-(3)	
17	110	下図	家計支出	相互に矛盾している。 (111ページ上図では「消費支出」)	3-(1)	
18	115	1 - 2	物価はしだいに上昇するといわれている。これをインフレーション(インフレ)という。	不正確である。 (「しだいに」)	3-(1)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

3 枚中 3 枚目

受理番号 27-3		学校 高等学校	教科 公民	種目 現代社会	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準
	ページ	行			
19	126	21 - 22	また、日銀は、市場に出まわる通貨量（マネーストック）を調整することで、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （日銀が金融政策を行う際のマネーストックが果たす役割について誤解する。）	3-(3)
20	127	1 - 2 囲み	日銀の行うおもな金融政策は、現在は公開市場操作による市場金利の誘導である。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （日銀が行っている金融政策について誤解する。）	3-(3)
21	161	図5	エルサレムの周辺図	生徒が誤解するおそれのある図である。 （「イスラエルの占領地」）	3-(3)
22	169	図3	北方領土	不正確である。 （現在の国境線）	3-(1)
23	169	囲み	「領土をめぐる問題」中の、「また、沖縄県の尖閣諸島に対しては、…中国公船による領海侵犯が頻発するなど、深刻な外交問題に発展している。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （尖閣諸島に領有権問題があるかのように誤解する。）	3-(3)
24	171	図2	「2000年以降の日本の国連PKO派遣状況」中の「東ティモール」の位置	不正確である。	3-(1)
25	172	図1	(沖縄地図)	通常の約束に従って記載されていない。 （縮尺がない。）	固有 2-(1)
26	193	15 - 3 右	改正後の臓器移植法では、臓器提供の場合にかぎって脳死も「人の死」としてしたのである。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （変更点と誤解する。）	3-(3)

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 27-4		学校 高等学校		教科 公民	種目 現代社会	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
1	18 - 19	24 - 1	性行動や出産などを自己決定する権利（性と生殖に関する健康と権利 リプロダクティブヘルス/ライツ）が必要であることも強調された。	生徒が誤解するおそれのある表現である。（「強調された」）	3-(3)	
2	36	5 - 6	第二次世界大戦後、日本の総人口は増加を続け、2004年には1億2784万人で、人口のピークとなった。しかし、その後は減少に転じ、	不正確である。（「人口のピーク」）	3-(1)	
3	65	11	漢代には、四書・五経などの経典を学問的に研究する儒学が成立した。	生徒が誤解するおそれのある表現である。（「四書」の学問的研究の成立時期）	3-(3)	
4	75	脚注1	超越 普通の範疇をはるかにこえていること。ずばぬけているさま。	生徒が誤解するおそれのある表現である。（ヤスパースの「超越」の理解）	3-(3)	
5	77	写真③	同姓愛	誤記である。	3-(2)	
6	78	10 - 11	この「私（自我）」の認識による同化を拒むほかなるものとして出現するのが他者であり、	生徒が誤解するおそれのある表現である。（「ほかなるもの」）	3-(3)	
7	82	12	（易行（えきぎょう））	不正確である。（「えきぎょう」）	3-(1)	
8	82 - 83	19 - 1	藤原惺窩の弟子で、家康以後4代の将軍に仕えて、朱子学を官学化したのが林羅山である。	生徒が誤解するおそれのある表現である。（官学化と林羅山の関係）	3-(3)	
9	101	表	発議（ほつぎ）	相互に矛盾している。（104ページ20行「発議（ほつぎ）」，105ページ左15行「発議（ほつぎ）」）	3-(1)	
10	108	3 - 4	1889（明治32）年制定	誤りである。（1889年）	3-(1)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 27-4		学校 高等学校		教科 公民	種目 現代社会	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
11	123	14 - 15	環境アセスメントがある環境影響評価法（環境アセスメント法）。	生徒にとって理解し難い表現である。	3-(3)	
12	126	20 - 21	④特定の考えにこだわり絶対視すること（原理主義）を永久にたくす国際社会を推進する一員となること	生徒が誤解するおそれのある表現である。（「原理主義」）	3-(3)	
13	127	16	自衛のための手段（個別的自衛権） 128ページ23行「自衛のための手段（個別的自衛権）」	生徒が誤解するおそれのある表現である。（「個別的自衛権」）	3-(3)	
14	127	脚注3	これによって日本は独立を回復したが、対米従属的な位置が決まった。	生徒にとって理解し難い表現である。（「対米従属的な位置」）	3-(3)	
15	130	14 - 15	アメリカの軍事行動を支援するために、はじめて戦時の海外へ自衛隊が派遣された。	生徒が誤解するおそれのある表現である。（「アメリカの軍事行動」）	3-(3)	
16	131	10 - 15	自衛隊は防衛力整備計画にもとづいて拡充され、…「限定的かつ小規模な侵略に原則として独力で対処する」という自衛隊の専守防衛の原則から次第に離れた存在となってきた。	生徒が誤解するおそれのある表現である。（専守防衛の原則が遵守されていないかのように誤解する。）	3-(3)	
17	132	6 - 8	また、同時に締結したサンフランシスコ平和条約による主権回復では、沖縄や奄美群島などはアメリカの信託統治のもとにおかれた。及び、同ページ注1「信託統治」	不正確である。（「信託統治のもとにおかれた。」「信託統治により」）	3-(1)	
18	135	脚注1	積極的平和主義 これは、…集団的自衛権と集団的安全保障に関する憲法解釈を変更し、アジア地域をはじめとする広範な地域で自衛隊の活動を認めようという考え方。	生徒が誤解するおそれのある表現である。（第二次安倍内閣の掲げる積極的平和主義について誤解する。）	3-(3)	
19	156	脚注1	法定受託事務 地方自治体の独自の事務に対して、自治体が国から委託されて行う事務。	生徒が誤解するおそれのある表現である。（委託されているかのように誤解する。）	3-(3)	
20	172	17 - 18	個別分野で活動する補助機関の専門機関が設置されている。及び、173ページ3行「経済社会理事会の下には、多数の専門機関や諸組織がおかれ、」	生徒が誤解するおそれのある表現である。（「専門機関が設置されている」「専門機関…がおかれ」）	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 27-4		学校 高等学校		教科 公民	種目 現代社会	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
21	175	16 - 17	また、2003年のイラク戦争の際、アメリカが国連の決議なしに開戦したように、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (イラク戦争開戦の経緯について誤解する。)	3-(3)	
22	185	15 - 17	同時にアフガニスタンやイラクでの軍事行動・占領は長期化して犠牲者も増加し、その正当性が疑問視され、2011年にはイラクから米軍は撤退している。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (アフガニスタンにおける軍事行動の正当性について誤解する。)	3-(3)	
23	188	図2	ユーロ導入国：18か国	相互に矛盾している。 (188ページ右18行には「19か国」とある。)	3-(1)	
24	192	脚注2	イラク戦争 日本政府は、2003年にイラク復興支援特別措置法を制定して自衛隊をインド洋に派遣した。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「インド洋」)	3-(3)	
25	194	図1	パレスチナ地方	不正確である。 (第3次中東戦争(1967年)によるイスラエルの占領地)	3-(1)	
26	198	1 見出し	核軍縮への抵抗	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (本文と見出しが一致していない。)	3-(3)	
27	198	13 - 14	朝鮮民主主義人民共和国は1993年に核拡散防止条約脱退を表明しつつ、2006年、2009年に核実験を行ったと発表している。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (朝鮮民主主義人民共和国の核実験について誤解する。)	3-(3)	
28	200	17 - 18	1965年には日韓基本条約が調印され、日本の植民地時代に締結された第二次世界大戦以前の両国間の条約は無効となり、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (日韓基本条約の内容について誤解する。)	3-(3)	
29	201	11 - 12	また、ロシアとの間での北方領土問題は日ソ共同宣言以降も進展しておらず、大きな課題となっている。	生徒にとって理解し難い表現である。 (平和的な解決に向けた我が国の努力について理解し難い。)	3-(3)	
30	201	12 - 13	このほか、韓国との間では、島根県に属する竹島(韓国名では独島)をめぐる領有権問題がある。	生徒にとって理解し難い表現である。 (現状及び平和的な解決に向けた我が国の努力について理解し難い。)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検定意見書

受理番号 27-4		学校 高等学校		教科 公民	種目 現代社会	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
31	201	13 - 15	また、中国や台湾当局が、沖縄県に属する尖閣列島の領有権を主張しているという問題が生じている。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (尖閣諸島に領有権問題があるかのように誤解する。)	3-(3)	
32	201	図2	北方領土	不正確である。 (現在の国境線)	3-(1)	
33	202	1 - 3	さらに、アジア太平洋戦争補償については、国としての戦時補償は終了しているという立場にあるが、戦争被害者から個別の民事訴訟もおこされてきた。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「アジア太平洋戦争補償」「戦時補償」)	3-(3)	
34	207	図	2 三つの経済主体	不正確である。 (「所得税」「法人税」)	3-(1)	
35	214	10	物価の下落(デフレーション)	不正確である。 (「物価の下落」)	3-(1)	
36	222	12	一方、間接税は、価格に上乗せしているため、徴収もれは少ないが	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「価格に上乗せしている」「徴収もれは少ない」)	3-(3)	
37	234	図1	公企業	不正確である。 (「国の企業(国営企業)」「公団・公庫など」)	3-(1)	
38	251	脚注	2 日本の雇用慣行 このような雇用慣行がもっとも典型的にみられたのは	生徒にとって理解し難い表現である。 (「このような」)	3-(3)	
39	256	7 - 19	●公的扶助● (全体)	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (生活保護の法的根拠)	3-(3)	
40	256	脚注	探究 虐待(全体)	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (被虐待者へのケア)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検定意見書

2 枚中 1 枚目

受理番号 27-7		学校 高等学校	教科 公民	種目 現代社会	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準
	ページ	行			
1	10	上グラフ	オゾンホールの面積の推移	不正確である。 (「面積」)	3-(1)
2	24	写真キャプション	親が望む外見の特徴や優れた知力・体力に関連する遺伝子をもつ受精卵だけを女性の子宮に戻し、着床・妊娠させる。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (遺伝子検査の内容)	3-(3)
3	28	中囲み	植物状態の患者や重い障がいをもつ新生児の生命は質が低いから、死なせてもよいと誤解される危険性もある。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「誤解」の内容)	3-(3)
4	55	表2	スンナ派(正統派とされ、…)	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「正統派」)	3-(3)
5	95	5-9	ドイツのナチスやイタリアのファシスタなど、敗戦後の混乱に対する人々の不安や不満を背景に、自民族の優越性や指導者への忠誠を唱える政党が台頭し、政権をとった。	不正確である。 (イタリアは第一次世界大戦の敗戦国ではない。)	3-(1)
6	105	脚注2	明文改正の手続きをとらず、憲法解釈によって、憲法の内容を変更するやり方を、解釈改憲と呼ぶ。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「解釈改憲と呼ぶ」)	3-(3)
7	114	図	沖縄県の米軍基地と普天間飛行場	通常の約束に従って記載されていない。 (縮尺がない。)	固有 2-(1)
8	132	図4	日本の行政機構	不正確である。 (「安全保障会議」)	3-(1)
9	137	表2	「最高裁の主な違憲判決」中の、「砂川政教分離訴訟(2010.1.20)⇒p.111」	誤りである。 (「⇒p.111」)	3-(1)
10	144	8	ニセコ町のまちづくり基本条例(2003年)	不正確である。 (「2003年」)	3-(1)

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

2 枚中 2 枚目

受理番号 27-7		学校 高等学校	教科 公民	種目 現代社会	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準
	ページ	行			
11	147	表4	「選挙制度の特色」中の、「小選挙区／短所：③地域的な小人物が輩出される危険が高い」	生徒にとって理解し難い表現である。 (「地域的な小人物が輩出される危険が高い」)	3-(3)
12	167	1 - 3	国連は、…主要機関とその他の専門機関を設置している。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「専門機関を設置している」)	3-(3)
13	173	脚注1	キューバ危機についても、そもそもミサイル配備に対するアメリカの反応(ソ連のミサイル基地を断固拒否するという決意の固さ)をソ連は疑い、ソ連にミサイル配備を要請したキューバも	生徒にとって理解し難い表現である。 (「誤認」の内容)	3-(3)
			アメリカによる武力侵攻を恐れた。キューバ危機も意図の誤認の産物であったといえる。		
14	179	年表	91 ボスニア・ヘルツェゴビナ独立宣言	誤りである。 (「91」)	3-(1)
15	180	上図	「イスラエルの領土と占領地域の変遷」	通常の約束に従って記載されていない。 (縮尺がない。)	固有 2-(1)
16	226 - 227	19 - 3	金融機関は、巨額の回収困難な債権(不良債権)を抱え…経営資金を調達できなくなった多くの中小零細企業が倒産した。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (金融機関の融資に対する姿勢の変化の背景)	3-(3)
17	241	上囲み	10行～12行 「クーリングオフ(「特定商取引に関する法律」)制度により、ある一定期間内であれば無条件に契約を取り消すことができる	不正確である。 (「取り消す」)	3-(1)
18	270	13 - 15	このため、1980年代以降…金融規制改革法が2010年に成立した。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (金融規制改革法が成立した国)	3-(3)
19	279	14 - 15 左	他方、2010年にアメリカ、13年に日本が参加して	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「参加」)	3-(3)

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 27-8		学校 高等学校		教科 公民	種目 現代社会	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
1	11	下グラフ	オゾンホールの面積	不正確である。 （「面積」）	3-(1)	
2	29	側注4	本人の意思に基づいて、延命措置を停止し自然に死を迎える尊厳死に対して、投薬などによって人為的に死なせることは安楽死と呼ばれる。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （安楽死の理解）	3-(3)	
3	50	囲み	スナナ派（正統派とされ、…）	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「正統派」）	3-(3)	
4	79	側注2	明文改正の手続をとらず、憲法解釈によって、憲法の内容を変更するやり方を、解釈改憲と呼ぶ。憲法9条との関係で自衛隊を正当化する政府解釈がその例とされる。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「解釈改憲と呼ぶ」）	3-(3)	
5	93	下囲み	実際、韓国は同盟関係に基づいてアメリカの起こしたベトナム戦争に参加し、5000人も戦死したそうだ。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （韓国のベトナム戦争参加と集団的自衛権の行使について誤解する。）	3-(3)	
6	96	図2	行政機構図	不正確である。 （「安全保障会議」）	3-(1)	
7	106	表1	「選挙制度の特色」の中の、「小選挙区／短所：③地域的な小人物が選出される危険が高い」	生徒にとって理解し難い表現である。 （「地域的な小人物が選出される危険が高い」）	3-(3)	
8	124	側注2	財・サービス価格の平均値のこと。	不正確である。 （「平均値」）	3-(1)	
9	147	下囲み	7行 配達記録郵便（書留）	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （配達記録郵便という制度は現存せず、また、配達記録郵便と書留が同一のものであるかのように誤解する。）	3-(3)	
10	169	7	韓国との間で竹島の問題がある。	生徒にとって理解し難い表現である。 （現状に至る経緯について理解し難い。）	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

2 枚中 2 枚目

受理番号 27-8		学校 高等学校	教科 公民	種目 現代社会	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準
	ページ	行			
11	169	9	そのほか、尖閣諸島については中国が領有権を主張している。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (尖閣諸島について領有権問題があるかのように誤解する。)	3-(3)
12	177	図	イラク戦争(2003～11年)	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (イラク戦争の期間)	3-(3)
13	178	年表	1991 ポスニア・ヘルツェゴビナ独立宣言	誤りである。 (「1991」)	3-(1)

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

3 枚中 1 枚目

受理番号 27-12		学校 高等学校	教科 公民	種目 現代社会	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準
	ページ	行			
1	81	図10	在日米軍基地	通常の約束に従って記載されていない。 (縮尺がない。)	固有 2-(1)
2	110	28 - 32	裁判外紛争解決手続法(ADR法)は、行政や民間機関が、民事裁判よりも簡単に、和解や調停をおこなうための法律である。	不正確である。 (「行政や」)	3-(1)
3	141	8	1978年に第2次SALTが結ばれ、	不正確である。 (「1978年」)	3-(1)
4	151	7 - 8	また、韓国が不法占拠を続けている竹島や、 及び、同ページ写真⑤竹島	生徒にとって理解し難い表現である。 (平和的な解決に向けた我が国の努力について理解し難い。)	3-(3)
5	151	8 - 9	中国が領有権を主張している尖閣諸島も、日本固有の領土である。 及び、図③尖閣諸島	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (尖閣諸島に領有権問題があるかのように誤解する。)	3-(3)
6	160	図1	「経済主体と経済循環」中の「家計→政府」への「所得税」、および「企業→政府」への「法人税」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (家計の負担する租税のうち、所得税だけしか記述されていない。また、企業が負担する租税のうち、法人税だけしか記述されていない。)	3-(3)
7	164	17 - 21	「File10 株式会社をつくる」中の「○上場と企業経営者の責任」のなかの「しかし、上場にもなうリスクもある。…このようにして、経営者は統治され、コーポレート・ガバナンスが実現するのである。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「上場にもなうリスク」)	3-(3)
8	179	グラフ 7	キャプション「債務残高の国際比較」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (当該グラフの数字が一般政府ベースであることが分からない。)	3-(3)
9	182	5	通貨の発行制度には、金本位制と管理通貨制度がある。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (貨幣制度を分類するのに、管理通貨制度と対比されるべき用語が適切ではない。)	3-(3)

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

3 枚中 2 枚目

受理番号 27-12		学校 高等学校	教科 公民	種目 現代社会	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準
	ページ	行			
10	186	18 - 22	2013年には、日本銀行は、…。同時に、マネタリーベースを倍増させるだけではなく、長期国債および株価連動の金融商品を買入オペレーション（国債・手形の買い上げ）の対象とすることに	生徒が誤解するおそれのある表現である。（2013年4月4日に導入された量的・質的金融緩和の内容について誤解する。）	3-(3)
			よって、量的・質的金融緩和を開始した。		
11	186	脚注①	「バーゼル合意」中の自己資本比率の計算式	生徒が誤解するおそれのある計算式である。（バーゼル合意による自己資本比率の算出方法と、その制度上の意味について誤解する。）	3-(3)
12	193 - 194	27 - 1	…2012年に成立した第二次安倍内閣は、量的金融緩和、積極的な財政出動、成長戦略という三本の矢を基軸とする政策により、…。	不正確である。（「量的金融緩和」）	3-(1)
13	216	17 - 19	また、2006年には消費者契約法が改正され、消費者団体訴訟制度が導入された。これにより、消費者に代わって消費者団体が訴訟をおこなうことができるようになった。	生徒が誤解するおそれのある表現である。（「消費者に代わって消費者団体が訴訟をおこなうことができるようになった。」）	3-(3)
14	216	脚注①	「クーリング・オフ」中の「冷静に考えるための期間を設け、一定期間内であれば、無条件で書面による購入の申しこみの撤回または解除ができる制度。」	不正確である。（「申しこみの撤回または解除」）	3-(1)
15	228	5 - 7	経常収支はおもに貿易収支の動向によって、…左右される。	生徒にとって理解し難い表現である。（「おもに貿易収支の動向によって」）	3-(3)
16	228	16	安全な通貨	生徒にとって理解し難い表現である。（「安全な」）	3-(3)
17	233	脚注③	ユーロに参加するには、国内の財政赤字をGDPの3%以下に削減するなどの条件がある。	生徒が誤解するおそれのある表現である。（「国内の財政赤字をGDPの3%以下に削減する」）	3-(3)
18	256	15	ゴータマ=ブッタ (261ページ11行も同様)	相互に矛盾している。（253ページの表では「ゴータマ=ブッダ」）	3-(1)

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

2 枚中 1 枚目

受理番号 27-13		学校 高等学校		教科 公民	種目 現代社会	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
1	35	囲み	日本の年中行事 4月4日 花祭り（灌仏会）	不正確である。 （花祭りの日）	3-(1)	
2	67		ゼミナール 公共の福祉とは 大型スーパーの建設と個人経営の店の 保護	生徒にとって理解し難い表現である。 （個人経営の店の保護と消費者保護の視点の混同）	3-(3)	
3	99	12	このほか、韓国との間に竹島の帰属を めぐる問題がある。 及び、図5キャプション	生徒にとって理解し難い表現である。 （我が国が平和的な手段による解決に向けて努力し ていることについて理解し難い。）	3-(3)	
4	99	12 - 13	また、中国が尖閣諸島の領有を主張し ている。 及び、図6キャプション	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （尖閣諸島に領有権問題があるかのように誤解する 。）	3-(3)	
5	99	図3	日本の領域および排他的経済水域	不正確である。 （日本の200海里排他的経済水域の範囲）	3-(1)	
6	110 - 111		「株式とは」全文	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （上場している株式会社の株主の権利について誤解 する。）	3-(3)	
7	119	15 - 19 左	翔太：それじゃ、インフレもデフレも だめってことですか？ 田中先生：その通り。でも、どちらか というとインフレの方は景 気がよい時に起きるので、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「でも、どちらかというインフレの方は景気がよ い時に起きるので、デフレよりはましかもしれないね 。」）	3-(3)	
			デフレよりはましかもしれ ないね。			
8	124	24 - 28	国家の金融の中心的存在として、通貨 量の残高（マネーストック）を調整し 、通貨価値の安定をはかるのが中央銀 行である。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （現在の日本銀行の金融政策では、マネーストック を直接には操作できないことを、基本的な運営フレ ームとしている。）	3-(3)	
9	125	20 - 21	銀行・証券・信託・保険など金融業務 の垣根が撤廃され、日本の金融システ ムは大きく変化した。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （金融各業種間の業際規制が、全くなくなったわけ ではない。）	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

2 枚中 1 枚目

受理番号 27-16		学校 高等学校	教科 公民	種目 現代社会	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準
	ページ	行			
1	60	年表	46(日)日本国憲法発布	不正確である。 (「発布」)	3-(1)
2	79	図5	在日米軍の配置	通常の約束に従って記載されていない。 (縮尺がない。)	固有 2-(1)
3	105	1 - 4 右	クーリングオフとは頭を冷やして考え直すという意味で、一定の期間内なら消費者が契約したことを無条件で解約することができる制度である。	不正確である。 (「解約」)	3-(1)
4	107	13 - 14	また警察署に留置して長時間にわたる取り調べを行う(「代用監獄」)など、	相互に矛盾している。 (側注7では「代用刑事施設」)	3-(1)
5	110 - 111	24 - 2	スミスのこのような考えはのちに自由放任主義(レッセ・フェール)…の主張となって表れた。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「のちに」)	3-(3)
6	122	11 - 12	…これに対して企業や政府が株式や債券を発行して資金提供者から直接資金を集める方法を直接金融という。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「企業や政府が株式や債券を発行して」)	3-(3)
7	123	側注⑦	中央銀行は金融政策を通じて、不況時にはマネーストックを増やし(金融緩和)、景気過熱時にはマネーストックを減少させて(金融引き締め)、景気の調整をはかる	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (現在の日本銀行の金融政策では、マネーストックは直接には操作できないことを、基本的な運営フレームとしている。)	3-(3)
8	124 - 125	20 - 1	近年の日本銀行は、…さらに政策目標を金利から通貨量に切りかえ、通貨量の増加をはかる量的緩和政策などをとっている。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「量的緩和政策など」)	3-(3)
9	125	側注④	デフレーションの際には、インフレ率を定めて物価水準を引き上げようとすることもある(インフレ・ターゲティング)。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (インフレションの安定化の際にも、インフレ・ターゲティングは採用されることがある。また、日本銀行は2013年1月22日より、消費者物価の前年比上昇率2%の「物価安定の目標」を導入している。)	3-(3)
10	125	グラフ 4	「公定歩合、コールレートと預金準備率の推移」中の「13・4 量的緩和政策を導入」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (日本銀行は2013年4月4日より、公式に「量的・質的金融緩和」という用語を使用し、それに基づく政策を実施している。)	3-(3)

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

2 枚中 2 枚目

受理番号 27-16		学校 高等学校		教科 公民		種目 現代社会		学年	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
11	163	21 - 22	現在、中東やアフリカ地域などでは、「イスラム国(IS)」の台頭などさまざまな政治勢力による紛争が続いている。 及び、187ページ囲み「シリア内戦」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「イスラム国(IS)」が国家であるかのように誤解する。)	3-(3)				
			中「「イスラム国(IS)」が台頭した。」						
12	167	側注④	関税を課したり、	生徒にとって理解し難い表現である。 (非関税障壁の説明として、適切ではない。)	3-(3)				
13	186	図	現在のパレスチナ 凡例 パレスチナ自治区とイスラエル 占領地	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (イスラエル占領地)	3-(3)				
14	187	年表	91 ボスニア・ヘルツェゴビナ独立宣言	不正確である。 (「91」)	3-(1)				
15	190	囲み	なお、尖閣諸島については1971年から中国がその領有を主張するようになった。これらの問題に対しては、平和的な解決に向けての外交的な努力をねばり強く続けていく必要がある。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (尖閣諸島に領有権問題があるかのように誤解する。)	3-(3)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 27-17		学校 高等学校		教科 公民		種目 現代社会		学年	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
1	57	脚注①	キリスト教では、『旧約聖書』と、イエスが新たに神と契約を交わしたとされる『新約聖書』の二つを聖書としている。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「イエスが新たに神と契約を交わした」)	3-(3)				
2	66	10 - 11	人間は「～のため」の手段として扱われるべきではなく、	相互に矛盾している。 (同ページ9行目「決して手段としてのみ扱わないように」)	3-(1)				
3	125	脚注3	防衛装備移転三原則	生徒にとって理解し難い表現である。 (防衛装備移転三原則の説明不足)	3-(3)				
4	138	図1	日本の行政機構	不正確である。 (「安全保障会議」)	3-(1)				
5	167	12 - 15 右	戦後ずっと平和主義を国是としてきた日本が世界のどこでも戦争ができる国になるのかもしれないね。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「世界のどこでも戦争ができる」)	3-(3)				
6	180	年表1	「戦後国際政治のあゆみ」中の、「2003 …米英などイラク侵攻」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「侵攻」)	3-(3)				
7	186	4 - 5	国際司法裁判所は、1996年に「核兵器の威嚇と使用が国際法(とくに人道法の原則と規則)違反である」という判断を示した。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (国際司法裁判所の判断)	3-(3)				
8	191	図	現在のパレスチナ	生徒が誤解するおそれのある図である。 (「イスラエル占領地(パレスチナ)」)	3-(3)				
9	192	21 - 24	なお、日本の領土をめぐっては、韓国が竹島(島根県)の領有を主張するという問題がある。 及び、193ページ地図「日本の領土とそれをめぐる問題」中の「竹島」	生徒にとって理解し難い表現である。 (平和的な解決に向けた我が国の努力について理解し難い。)	3-(3)				
10	192	24 - 26	また、中国政府・台湾当局が尖閣諸島(沖縄県)の領有を求めるという問題も起こっている。 及び、193ページ地図「日本の領土とそれをめぐる問題」中の「尖閣諸島」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (尖閣諸島に領有権問題があるかのように誤解する。)	3-(3)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 27-17		学校 高等学校		教科 公民	種目 現代社会	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
			」及び、183ページ「習近平国家主席」中の「尖閣(せんかく)諸島の領有権問題」			
11	222	1 - 4	税収入の不足が生じた場合や、大規模公共投資を行う場合に発行されるのが、公債である(前者を赤字公債、後者を建設公債という)。公債の発行は、財政法により原則禁止とされているもの	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (建設公債と赤字公債(特例公債)を発行する場合、ともに財政法第4条第1項但書が法的根拠であるかのように読める。)	3-(3)	
			の、特例として認められるようになって			
12	225	中	消費税率の凡例中の「10%以上」	不正確である。	3-(1)	
13	228	24 - 26	中央銀行は、…②政府の銀行、③銀行の銀行としての性格を有する特別な銀行である。	生徒にとって理解し難い表現である。 (「政府の銀行」、「銀行の銀行」としての役割について、説明がない。)	3-(3)	
14	244	11 - 12	全国農業協同組合連合会(JA)	生徒が誤解するおそれのある表現ある。 (全国農業協同組合連合会(JA全農)は、JAグループの金融部門ではない。)	3-(3)	
15	264	13 - 16	訪問販売などで契約しても、一定期間内であれば、原則として無条件で一方的に解約(クーリング・オフ)ができる。	不正確である。 (「解約」)	3-(1)	
16	264	20 - 21	通信販売などに特定商取引法の適用はないので、	不正確である。 (「適用はない」)	3-(1)	
17	282	5 - 8	貿易が理論的に考察され始めたのは、ヨーロッパの絶対主義国家を支えた重商主義の考えからであった。これは、商業を振興させて自国の富を増やすという一方的・掠奪的な側面を持ち、永	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (重商主義の経済学史的な説明として、不十分である。)	3-(3)	
			続性や互惠性に欠けていた。			

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

3 枚中 3 枚目

受理番号 27-17		学校 高等学校	教科 公民	種目 現代社会	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準
	ページ	行			
18	301	7 - 10 左	「LECTURE 企業活動のグローバル化」中の「この背景には、自由主義の考えがあり、ヒト・モノ・カネ・情報が自由に移動できるような環境整備がなされてきた。」	生徒が理解し難い表現である。 (「自由主義の考え」)	3-(3)
19	口絵4		「今日の世界」中の「北大西洋条約機構 NATO(28か国)」	不正確である。 (図中には、31か国ある。)	3-(1)
20	口絵5		「今日の世界」中の「アジア太平洋経済協力 APEC(19か国・2地域)」	不正確である。 (図中には、17か国しかない。)	3-(1)

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 27-18		学校 高等学校		教科 公民		種目 現代社会		学年	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
1	23	3	脳の機能は元に戻らない「脳死」	不正確である。 （「脳の機能」）	3-(1)				
2	61	10 - 11	親鸞の弟子唯円が、師の教えに異を唱えるものに対して、それを批判するために著した書である。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「師の教えに異を唱える」）	3-(3)				
3	96	図2	日本の行政機構	不正確である。 （「安全保障会議」）	3-(1)				
4	99	囲み	意見B「さらに、首相が国民の直接投票によって選出されることになった場合、衆愚政治（ポピュリズム）におちいることもありうる。」	相互に矛盾している。 （110ページ11行では「ポピュリズム」（大衆迎合主義）」とある。）	3-(1)				
5	105	5 - 6	このような直接民主制的な制度は国政にはない。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （直接民主制的な制度が国政にはないかのように誤解する。）	3-(3)				
6	111	写真4	東日本大震災でNPOに集まった救援物資を仕分けするボランティアら	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （圧力団体として活動するNPOであるかのように誤解する。）	3-(3)				
7	121	表	「私法の三大原則」中の「所有権絶対の原則」のなかの「当な経済活動によって得られた成果は、その人固有の財産として保護される。」	脱字である。 （「当な経済活動」）	3-(2)				
8	125	側注⑦	「デフレーション（デフレ）」中の「デフレになると物価が下がり、結果として需要が増える。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （消費者の名目所得水準が一定であっても、価格のさらなる下落を予想して、買い控える場合もあるため、一般化できない。）	3-(3)				
9	133	図4	「直接金融と間接金融」の証券市場から企業への点線矢印上の「資金（原則返済義務なし）」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （社債の場合を原則外とすることは、正確性を欠く。また、本文11～14行目の社債の説明とも矛盾する。）	3-(3)				
10	134	9 - 12	手持ちの有価証券を売れば（売りオペレーション）、資金は中央銀行に流れ、通貨供給量（マネーストック）は減少する。有価証券を買えば（買いオペレーション）、通貨供給量は増える。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （現在の日本銀行の金融政策では、マネーストックは直接には操作できないことを、基本的な運営フレームとしている。）	3-(3)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

3 枚中 2 枚目

受理番号 27-18		学校 高等学校	教科 公民	種目 現代社会	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準
	ページ	行			
11	135	19	「補足1 ペイオフ解禁」中の「2002年と2005年のペイオフ解禁により、」	生徒にとって理解し難い表現である。 (2002年と2005年のペイオフ解禁)	3-(3)
12	149	20 - 21	なお特定商取引法におけるクーリング・オフ制度の適用が認められると一方的に解約が可能であるが、	不正確である。 (「解約」)	3-(1)
13	171	13 - 14	また、国際司法裁判所は核兵器の威嚇と使用が国際法違反であるという勧告的意見を提出し、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (核兵器の使用について誤解する。)	3-(3)
14	173	図2	現在のパレスチナ	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (イスラエル占領地(パレスチナ))	3-(3)
15	178	2 - 3	貿易から富と利益が生まれるという重商主義が広まったためであった。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (重商主義の経済学史的な説明として、不十分である。)	3-(3)
16	178	6 - 7	しかし、この時代に生きたアダム＝スミスは、重商主義の貿易政策では金貨が流出するだけで国富は増えないと批判した。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「金貨が流出するだけで」)	3-(3)
17	178	8 - 11	…各国の得意とする生産性の高い商品に特化して輸出し、生産性の低い商品は輸入することで世界全体の生産量が増え、国内も豊かになる。このような国際分業の利益を説明したのが、イギリスの経済学者リカードの比較生産費説である。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (比較優位の品目は、自国内の各品目(各産業)間の生産性を比較して、相対的に決定される。)	3-(3)
18	178	囲み	「補足 1 比較生産費税」	誤記である。 (「比較生産費税」)	3-(2)
19	口絵4		北大西洋条約機構NATO(28か国)	不正確である。 (図中には、31か国ある。)	3-(1)

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

1 枚中 1 枚目

受理番号 27-51		学校 高等学校	教科 公民	種目 現代社会	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準
	ページ	行			
1	8	8 - 9	日本国内でも20世紀に入ってから の工業化に伴う公害の問題は深刻で、	不正確である。 (「20世紀に入ってから」)	3-(1)
2	56	11 - 14	日本仏教の基礎が築かれたのは平安時代であり、最澄と空海がそれぞれ天台宗と真言宗を開いた。その特徴は、誰でも容易に修行を實踐できるようにしたこと(易行化)である。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (真言宗と易行化)	3-(3)
3	72	11 - 12	それぞれの人に対して適切な機会を与えること(実質的平等)が重視されてきている。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「適切な機会を与えること(実質的平等)」)	3-(3)
4	74	側注1	ただし、三菱樹脂事件(1973年)のように、企業による思想差別が公序良俗違反(民法90条)にあたるかどうか争われた民事裁判もある。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「公序良俗違反(民法90条)にあたるかどうか争われた」)	3-(3)
5	97	表3	「民事事件の解決方法」中の「私法上の和解(裁判外の和解)／結果：…和解成立後は強制力が生じる。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「強制力が生じる」)	3-(3)
6	143		「⑥ 税収構成の国際比較」の説明文中「消費課税の割合は最も低い」	相互に矛盾している。 (上の棒グラフ)	3-(1)
7	181	下右	「4 尖閣諸島をめぐる問題」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (尖閣諸島に領有権問題があるかのように誤解する。)	3-(3)
8	192	側注	「国際人権規約」中の「「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(A規約、社会権規約)」と「市民的及び政治的権利に関する国際規約(B規約、自由権規約)」とB規約に付属する選択議定書からなる。」	不正確である。 (国際人権規約の構成)	3-(1)

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

1 枚中 1 枚目

受理番号 27-6		学校 高等学校	教科 公民	種目 倫理	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準
	ページ	行			
1	44	脚注①	『楽経』（がっきょう）	誤りである。 （「がっきょう」）	3-(1)
2	179	脚注③	「親権は代理母にあり」	誤りである。 （「親権は代理母」）	3-(1)
3	189	8 - 9	日本では1989（平成元）年に男女雇用 機会均等法が制定され、	誤りである。 （「1989（平成元）年」）	3-(1)

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

2 枚中 1 枚目

受理番号 27-14		学校 高等学校	教科 公民	種目 政治・経済	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準
	ページ	行			
1	36	図	沖縄の米軍基地	通常の約束に従って記載されていない。 (縮尺がない。)	固有 2-(1)
2	47	脚注1	「義務教育の無償」中の「教育基本法 では義務教育を9年間とし、」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (9年間の義務教育は、改正教育基本法にはない。)	3-(3)
3	90	4 - 5	これら6機関の下に多数の委員会・専門 機関を設けて活動している。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「専門機関を設けて」)	3-(3)
4	103	図	「パレスチナをめぐる争い」中の「第 二次世界大戦前(1937年)」の図	生徒にとって理解し難い図である。 (第二次世界大戦前のパレスチナの地図として理解 し難い。)	3-(3)
5	103	図	「パレスチナをめぐる争い」中の 「2015年1月現在」の図	通常の約束に従って記載されていない。 (縮尺がない。)	固有 2-(1)
6	110 - 13	10 - 13	第二次世界大戦終結直後からソ連(ロ シア)が占拠している北方領土(択捉島 ・国後島・色丹島・歯舞群島)につい ては、日ソ共同宣言で平和条約締結後 に色丹島・歯舞群島の返還が約束され	生徒にとって理解し難い表現である。 (平和的な解決に向けた我が国の努力について理解 し難い。)	3-(3)
			た。しかし、平和条約が締結されない まま、現在に至っている。		
7	110 - 111	13 - 3	また、韓国との間には竹島をめぐる対 立がある。…国際法上も日本領である ことが認められてきた。しかし、1950 年代から韓国が竹島に一方的に駐留し 、占拠し続けている。	生徒にとって理解し難い表現である。 (平和的な解決に向けた我が国の努力について理解 し難い。)	3-(3)
8	110	脚注1	「戦後補償」中の「また、いわゆる従 軍慰安婦問題については、日本政府は 1993年に公式に謝罪した。しかし、こ のような日本政府の対応には、国内外 からさまざまな批判がある。」	生徒にとって理解し難い表現である。 (「いわゆる従軍慰安婦問題」に対する我が国の対 応について理解し難い。)	3-(3)
9	138	脚注①	「貨幣数量説」中の「中央銀行が市場 の通貨量を増加しすぎると、物価が上 昇するという説。通貨量を適切に調節 することにより、物価の安定と完全雇 用が達成されると考える。現在、フリ	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (貨幣数量説についての定義が狭すぎる。また、「 通貨量を適切に調整することにより、物価の安定と 完全雇用が達成されると考える」のは、フリードマ ンらマネタリストである。)	3-(3)

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

2 枚中 2 枚目

受理番号 27-14		学校 高等学校	教科 公民	種目 政治・経済	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準
	ページ	行			
			ードマン…を代表とする学派（マネタリスト）に継承されている。」		
10	140	1 - 3	通貨の発行制度には、金本位制と管理通貨制度がある。	生徒が誤解するおそれのある表現である。（貨幣制度を分類するのに、管理通貨制度と対比されるべき用語が適切ではない。）	3-(3)
11	152	グラフ	キャプション「おもな国の債務残高」	生徒が誤解するおそれのある表現である。（当該グラフの数字が一般政府ベースであることが、分からない。）	3-(3)
12	191	21	そのため、新技術よるエネルギーの開発や…。	脱字である。（「新技術よる」）	3-(2)
13	210	27 - 28	「FILE⑩ EUの歩みと現状」中の「ユーロに参加するには、国内の財政赤字をGDPの3%以下に削減するなどの条件がある。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。（「国内の財政赤字をGDPの3%以下に削減する」）	3-(3)

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

2 枚中 1 枚目

受理番号 27-15		学校 高等学校		教科 公民		種目 政治・経済		学年	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
1	12	図3	アメリカの政治機構 違憲法令審査権の矢印	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「司法」から「立法」への矢印)	3-(3)				
2	20	図1	沖縄の米軍基地 (図)	通常の約束に従って記載されていない。 (縮尺がない。)	固有 2-(1)				
3	41	囲み	少子高齢化による自治体の崩壊	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (自治機能が維持できていない自治体が続出しているかのように誤解する。)	3-(3)				
4	52	19 - 20	これら6主要機関のもとに多数の委員会・専門機関を設けて活動している。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「専門機関を設けて」)	3-(3)				
5	57	16 - 22	しかし、こうした国際秩序に変更を迫る動きが、…また、イスラーム過激派はイラク、シリア、アフガニスタンなどで武装闘争を繰り広げ、アメリカ中心の国際秩序に対して挑戦している。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (イスラーム過激派の活動と「国際秩序への挑戦」との関係)	3-(3)				
6	58	27 - 28	貿易の利害対立をめぐる日米経済摩擦などもある。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (国際紛争の例)	3-(3)				
7	70	図	① 経済活動の流れ	不正確である。 (「所得税」、「法人税」)	3-(1)				
8	71	側注④	④「おもな株式会社のしくみ」中の「2009年より、株式は電子化された。」	不正確である。 (「電子化された」)	3-(1)				
9	76 - 77	17 - 2	そのため、経済活動の縮小を防ぐために、日本銀行がマネーストックを増大させ、積極的に景気を刺激する政策がとられている。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (日銀が金融政策を行う際のマネーストックが果たす役割について誤解する。)	3-(3)				
10	94 - 95	21 - 2	一定期間内であれば違約金や取り消し料を支払うことなく契約を解消できるクーリング・オフの制度を定めている。	相互に矛盾している。 (同ページ下ワンポイントゼミ「契約を解除できる」)	3-(1)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

